日本では電力自由化の進展により、電力会社以外の事 業者が電力会社への卸供給や電力小売に参入できる環境 が整えられています。

2005年4月からは、市場の約6割まで小売自由化範囲 が拡大されるとともに、日本卸電力取引所(JEPX)での 取引が開始されました。

2007年4月より総合資源エネルギー調査会電気事業分 科会において電気事業制度改革の論議が行われ、まずは 既存の小売自由化範囲において競争環境整備に資する制 度改革などが実施されることとなりました。さらなる小売 自由化範囲の拡大の是非については、2013年を目処とし て検討されることとなりました。

日本の電力自由化の流れ

Phase 1 1995 制入札制度の導入

2000 電力小売の部分自由化

(販売電力量で約30%)

Phase 2

Phase 3 2004

小売自由化の範囲拡大 小売自由化の範囲拡大 (販売電力量で約40%) (販売電力量の60%) 日本卸電力取引所創設

2005

Phase 4 Phase 5 2008

> 競争環境整備を優先 小売全面自由化は先送り

Phase 6 2013

小売全面自由化検討

国内卸電気事業の料金体系

A Close Look at J-POWER

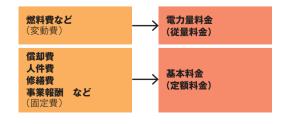
当社は、卸電気事業および電力託送における料金の算 定について、必要と想定される適正な原価に事業報酬を 加えて算定する原価主義を採用しています。

個別の料金については、設備種別毎に、地点別または 水系別に算定した原価を基に販売先電力会社との間で契 約を締結しています。また、料金は基本料金と従量料金に より構成しています。

火力設備の料金については、原価に占める燃料費など 変動費の比重が高く、修繕費など維持運転費についても年 度毎の原価変動が大きいことから、2年毎(石炭価格部分 は価格の変動が著しい場合は、1年毎)に料金の見直しを 行っています。燃料費などの変動費については販売電力 量に応じた従量料金としています。燃料の調達にかかわる 為替レートおよび重軽油価格変動に伴う燃料費変動につい ては、四半期毎に調整する料金の仕組みになっています。 変動費以外の固定費部分は基本料金としています。基本 料金は、減価償却費、事業報酬のほか、修繕費などの維持 運転費などからなり、維持運転費の増加や大規模な設備投 資がない限り、設備の減価償却の進行および近年の金利 等経費低下を反映して減少する傾向にあります。

水力、送・変電設備の料金については、原価に占める減 価償却費、事業報酬などの固定費の比重が高いことから、 長期安定化の観点より定期的な更改は行わず、金利・物価 など経済環境の変動ならびに自由化の進展等事業環境の 変化などに応じ、一般電気事業者と協議の上、改定を行っ ています。料金の構成としては、揚水を除く水力発電設備 については料金の8割程度を基本料金とし、残りの2割程 度を販売電力量に応じた従量料金としています。2割分は 出水率の変動により増減しますが影響は大きくありませ ん。一方、揚水発電設備、送・変電設備については、全額 を基本料金としています。

火力発電



水力発電/送・変電(託送)

